

(議長)

次に、小林議員の発言を許可致します。

「小林議員」

はい、議長。

(議長)

「小林議員」。

「小林議員」

本議会の一般質問についてお伺いします。初めての質問なので、町長、教育長、課長の皆様ご協力お願い致します。

まず、江差町内の公園整備について2点ほどお伺いします。

1点目ですが町内に十数カ所の公園がございますが、昨年町内女性団体からの公園整備に関する要望事項について、どのような対処がなされたのかまずお聞きしたいと思います。

次に2点目、茂尻児童公園についてお伺いします。茂尻児童公園は、町で管理していると思いますが、利用者の方々からは外で遊びが出来る機会をもっと増やして欲しいとの要望がございます。遊具を設置する事で子ども達の外での遊びも増え、年々下がっている子ども達の基礎体力向上にも繋がるかと思えます。今現在、小さな滑り台と3つの椅子のようなオブジェ、そしてトイレ、水飲み場があるだけですが、現在のままだと町民の皆様が望む公園としての機能を果たしていないのではないかと思います。

そこで以下3つお聞きします。1つ、町として茂尻児童公園の整備計画はどのようになっているのでしょうか。2つ、地域と利用者様と話し合っているのでしょうか。3つ目、冬期間の公園としてのあり方も考えていかなければいけないと思います。以上、お願いします。

(議長)

はい、「町長」。

「町長」

小林議員の公園整備についてのご質問でございますが、先ず1つ目の町内女性団体からの要望事項についてですが、昨年10月に町内14カ所の公園に係る要望があり、今後検討するという事で回答させて頂いております。

遊具その他設備については、その14カ所に限らず安全性の確保の観点から維持管理に努めると共に、老朽化した遊具、設備の補修や撤去を優先的に進めていく事としております。尚、補修、撤去が終わり、危険性が除去出来た事が確認できましたら、公園等の全体的な整備計画を策定し、計画的な整備について検討していきたいと考えております。

次に2つ目の茂尻児童公園についてのご質問ですが、先程述べました通り、既存遊具、既存施設の補修等を進めていきたいと考えており、新たな遊具や設備は整備計画の中で検討していきたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

また、地域や利用者との話し合いについてですが、これまで話し合いをしたという経緯はございませんが、町内会等を通じて意見をお聞きするような事も今後検討していきたいという風に考えております。

冬期間の利用方法についてですが、冬場の子ども達の遊び場という視点から、議員ご提案の雪山については、積雪量にもよりますが、綺麗な雪の確保と運搬、成形、作業員の確保、安全面などを考慮しなければなりませんので、検討課題とさせていただきます。

「小林議員」

はい。

(議長)

はい、「小林議員」。

「小林議員」

はい。再質問2点致します。

1点目です。町内公園の要望には逆川公園もありました。そこで逆川森林公園について2つお伺いします。1つ目ですが、現在熊の出没等で利用者が減っていると思いますが、熊の注意対策、注意喚起対策等されているのでしょうか。現状では注意喚起の案内などもございません。

2つ目ですが、芝は綺麗に管理されております。森林公園として、野鳥観察や家族でバーベキュー等も楽しめるよう、トイレや遊具等しっかりと継続的に管理、整備をしていくべきだと思っておりますがどう思われますか。お願いします。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」

逆川森林公園の熊という事でございますけれども、先ず利用者への注意喚起の看板など設置してきたいと思っております。その他、関係部署と連携しながら見回りなど行う等、出没情報などそういった情報の共有化を図りながら対策を講じていきたいと思っております。

また、トイレその他施設でございますけれども、逆川森林公園管理委託している団体の方からも実は補修、修繕等の要望があったところでございます。これにつきましても、先ず状況を今一度確認致しまして、逆川公園だけという事ではなくて、全体的に公園管理と致しまして、使えるものは補修しまして、危険な物は撤去する、そういった部分を進めていきまして、それらが整理つ

きましたら、町長答弁でも述べました通り、全体的に計画的に整備をしていきたいと考えておりますので、ご理解お願い致します。

(議長)

はい、小林議員。

「小林議員」

2点目の質問です。

茂尻児童公園について2つ程お聞きします。1つは茂尻説教所に車を停めているのをよく見ますが、駐車場の整備、確保はできませんか。

2つ目ですが冬期間の利用について、安全性等を考慮すると難しいかもしれませんが、雪山を利用した期間限定のイベント等の実施はできないでしょうか。以上再質問します。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」

茂尻児童公園の駐車場の質問でございます。場所が場所でございます、新たに駐車場っていうのを設けるとい事はちょっと殆ど不可能かなと考えております。近くに適当な町有地の空き地とかもございませんので、ちょっと近いつて訳ではないのですけれども、あの消防本部がある駐車場等を利用して頂くような周知看板、そういった物の設置などを考えていきたいと思っております。

それから雪山でございますけれども、色々危険性とかの部分ちょっとあの担当課としても危惧してございます。子ども達が、転げ落ちる等、例えば暖気になってズボッとこう埋まってしまうとか、そういった部分あの安全性十分に考慮しながら検討していかなければならない事だと思っております。数日間っていう短期間でありましても、そういった安全性クリアできなければ、なかなか厳しいのかなという事で、答弁の通り、検討課題とさせて頂ければなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(議長)

はい、「小林議員」。

「小林議員」

はい。では2番目の質問です。

子どもの貧困対策についてお伺いします。国で定めた子ども貧困対策の推進に関する法律での第11条に、国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供、その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援の為、必要な施策を講じるも

のとするとありますが、江差町として子どもの貧困の実態をどのように調査、把握しているのか、お聞きしたいと思います。お願いします。

「町長」

議長。

(議長)

はい、「町長」。

「町長」

小林議員の2問目、子どもの貧困対策についてご答弁申し上げます。国は、平成25年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律を公布し、翌平成26年1月に施行したところです。その後、対策会議や検討会を経て、平成26年8月に子どもの貧困対策に関する大綱が閣議決定され、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右される事のないように、また貧困が世代を超えて連鎖する事のないよう、必要な機会均等を諮る事を目的に、教育や生活の支援を進める事としております。子どもの貧困に関する指標としては、サンプリング調査ではありますが、平成25年国民生活基礎調査において、子どもの貧困率が16.3%、子どもがいる現役世代のうち大人が1人の貧困率は54.6%となっております。

議員ご質問の本町における子どもの貧困に関する実態調査については、行ってございません。今後、国や道で進められる子どもの貧困に関する具体的な制度施策を踏まえ、町としても可能な限り対応を進めて参りたいと考えております。

(議長)

「小林議員」。

「小林議員」

はい、再質問させていただきます。少し具体的にお聞きします。

1人親家庭は江差で何世帯でしょうか。特に20代の方々に多いと聞きますが、そして江差の貧困化率をどのように見ているのかお聞きします。お願い致します。

(議長)

はい、「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」

あの第1問目で町長が答弁した通りですね、実態調査の方については、実施してございません。で今あの1人親家庭何人いるのかというご質問なんですけれども、正確な数字っていいです

か、実態調査を行っておりませんので数字は出てないんですけれども、平成22年に国勢調査がありまして、今年も国勢調査の年なのですけれども、その際にあの北海道の中にどのくらいいるかって事で、あの率が出ておりまして。その調査におきましては、北海道で2.27%、全世帯の2.27%が1人親世帯というかたちになってございます。で江差町に置き換えますと、約4,200世帯、現在4,200世帯ですので2.27%をかけますと95.95世帯というかたちになります。今あの数字的にお答えできるのはこのくらいかなという風に考えてございます。

それからその貧困の家庭をどのように考えているのか。実態をどのように取らまえているのかというご質問ですけれども、この事につきましては、現在の1人親家庭世帯に、支給されるあの、手当がございまして、それがあの児童扶養手当というものなのですが、その児童手当、扶養手当の受給世帯が110世帯ございます。で今あの先程申しましたあの、国勢調査から1人親家庭が95世帯とちょっと逆転してございますが、ちょっとその辺の分析はあの出来ない、出来なかったといひますか、出来ない今状態にあります。この110世帯、今児童扶養手当の受給世帯110世帯があの何らかのかたちで、お困りになっている世帯だろうというふうにとらまえてございます。

(議長)

はい、「小林議員」。

「小林議員」

はい。次に就学援助、違う貧困化対策、すいません混乱しました。では最後に就学援助についてお伺いします。

(議長)

小林議員。

「小林議員」

はい、無償とされている義務教育の小中学校においても、学校教育に多くの保護者負担がある中で、経済的に困難な状況があっても子ども達がお金の事を心配しないで、学校で学ぶ為に国民の権利としてあるのが就学援助だと認識しております。就学援助を受ける小中学生は毎年増え続けて2015年、全国で155万人、小中学生の15.6%となり、約6人に1人の小中学生が認定されています。背景には子どものいる世帯の平均所得の減少があります。暮らしが厳しい時代、辛い思いをしている子どもは居ないのでしょうか。

この問題について2点お聞きします。1つ受ける資格があるのに、受けていない児童生徒は居ないのでしょうか。2つ、いつでも申請できるようになっているのでしょうか。以上質問します。

(議長)

「教育長」。

「教育長」

小林議員より就学援助についてのご質問でございました。就学援助制度につきましては、経済的な理由により、児童生徒の小中学校への就学が困難な保護者に対し、学校給食費や学用品等の一部を援助する制度でございます。対象者は、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者と要保護者に準ずる程度に困窮していると認める準要保護者となっております。補助対象の品目でございますが、学用品、通学用品、校外活動費、新入学児童生徒学用品、修学旅行費、PTA会費、学校給食費でございます。要保護につきましては、修学旅行費以外は生活保護費において支給されているため、就学援助費としては修学旅行費のみでございます。

就学援助費の申請につきましては学校より全保護者に就学援助についての周知文を配付し、申請書の受付、審査を4月中に行い、5月中旬に認定、否認定の通知をします。その後、7月・11月・3月の年3回、4カ月分を支給をしているところでございます。

ご質問の就学援助を受ける資格があるのに受けていない児童生徒は居ないかという事でございますが、保護者に対しては毎年、就学援助費の周知を行い、経済的に負担が困難な家庭については申請をしてくださいという文書を配付しておりますので、漏れはないと教育委員会では考えているところでございます。あくまでも申請行為でございますので、支給対象全てが申請しているものと私どもは捉えている所でございます。

次にいつでも申請できるようになっているのかとのご質問でございますが、原則年度当初の4月申請で、4月1日認定となる訳ですが、年度途中の申請も可能でございます。ただし、年度途中の申請にあつては原則として、申請書を受理した月の初日からの認定となります。

今後とも制度の周知を徹底し、保護者の経済負担を軽減し、家庭、生活環境の向上に努めていきたいと考えておりますので、ご理解を頂ければと思います。

(議長)

はい、「小林議員」。

「小林議員」

はい。答弁に関して再質問致します。申請書なのですけれど、子どもの、児童から親へ渡すという事になっているのでしょうかね。申請に関してやっぱり1人親家庭など多忙な為に申請する時間が無い、また羞恥心から申請をためらってしまう家庭はいないでしょうか。

またプライバシーの問題もあり、なかなか踏み込んで調査をするのは難しいとは思いますが、子ども達の様子や変化に、一番に気づいてあげられる教育現場との連携が必要だと思っておりますが、如何でしょうか。

(議長)

「学校教育課長」。

「学校教育課長」

申請書につきましては、全生徒、児童の方にお配りしてございます。それであの学校職員の方で回収等をする訳でございますが、学校での取り扱いについてですね、留意事項として、就学援助の対象となるものの取り扱いに際しては、当該児童生徒及び保護者に対し、劣等感を抱かせる事のないよう、各学校には申請事務の際には十分配慮するようという事で指導しておりますのでその辺は大丈夫と思っています。

「小林議員」

以上です。

(議長)

いいですか。以上で、小林議員の一般質問を終わります。